

社会福祉法人 悠生会
 ショートステイ 白ゆり南あいの里



ショートステイ白ゆり南あいの里 料金表

介護度		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
利用料(1割)		617	760	835	912	996	1,076	1,154
負担限度額	食費	300円・600円・1,000円・1,300円・1,445円						
	居住費	820円・820円・1,310円・2,500円						
利用者負担合計	第1段階	1,737	1,880	1,955	2,032	2,116	2,196	2,274
	第2段階	2,037	2,180	2,255	2,332	2,416	2,496	2,574
	第3段階①	2,927	3,070	3,145	3,222	3,306	3,386	3,464
	第3段階②	3,227	3,370	3,445	3,522	3,606	3,686	3,764
	第4段階	4,562	4,705	4,780	4,857	4,941	5,021	5,099
送迎加算		自宅から施設間を送迎した際、片道188円を算定致します。						
食費の内訳		朝食:380円 昼食(おやつ代含):585円 夕食:480円 = 1,445円(1日)						

※一定以上の所得がある方は2割、現役並みの所得がある方は3割負担になる事もあります。

※上記負担額は「概算」になります。単位数の乗数や四捨五入計算にて誤差が発生する場合があります。

◎介護保険の給付対象外となるサービス料金

理美容費 (要予約)	理・美容サービスを受けた場合の費用です。 (第2金曜日・第4火曜日の月2回)	例) カット+顔そり 2300円 パーマ(カット込) 5300円
電気代	利用時に居室にて使用したテレビ等の家電製品の電気代をご負担いただきます。	1台あたり50円/日
特別な食事	特別な食事を提供した場合	要した費用の全額実費
クリーニング代	外部のクリーニング店に取り次いだ場合にご負担いただきます。	実費
レクリエーション	レクリエーション参加時に必要な費用です。 ※実費のかかるレクについては希望者のみとなります。	実費(材料代)

◎「負担限度額認定」につきましては、「介護保険負担限度額認定証」をご確認下さい。

【負担限度額の段階について】

- ①第1段階 ～ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金、生活保護を受給している方。
- ②第2段階 ～ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下で預貯金額（単身650万円、夫婦1,650万円）以下の方。
- ③第3段階①～ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方で預貯金額（単身550万円、夫婦1,550万円）以下の方。
- ④第3段階②～ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方で預貯金額（単身500万円、夫婦1,500万円）以下の方。
- ④第4段階 ～ 課税世帯の方、または預貯金額（単身500万円、夫婦1,500万円）以上の方。

【高額サービス費について】

◎サービスを利用したときに支払う利用者負担額（1割～3割）が一定の上限額を越えた場合、（食費・居住費・日常生活費・その他保険給付対象外のサービスに係る費用以外）申請することで「高額サービス費」の適用になる場合があります。同一世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

利用者負担段階		利用者負担上限額
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金、生活保護を受給している方。	15,000円/月（個人）
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。	15,000円/月（個人） 24,600円/月（世帯）
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が、第1段階、第2段階以外の方。	24,600円/月（世帯）
第4段階	市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円/月（世帯）
第5段階	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収1,160万円）未満	93,000円/月（世帯）
第6段階	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円/月（世帯）

お申込み・お問い合わせ
ショートステイ 白ゆり南あいの里
〒002-8091 札幌市北区南あいの里5丁目4-1

TEL 011-778-5555 FAX 011-778-4300

担当：川崎 安田